



東京圏から市へ移住する大学生の就職活動 の交通費を支援します

国の地方就職学生支援事業に市独自のJR烏山線利用の補助を上乗せして支援します。

◆対象 次の全てに当てはまる人

- ・東京都内に本部がある東京圏内(条件不利地域を除く東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)のキャンパスに在学する学部生で、令和7年3月に卒業見込みであること
- ・居住地が東京圏内(条件不利地域を除く東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)にあり、卒業後に市に転入する意思があること
- ・就職先が栃木県内であること

◆支援金額

- ・内定先企業の令和6年6月1日以降の採用選考の交通費として、定額 5,390 円(1人1回まで)を支給
- ・JR 烏山線を利用した場合は、宇都宮駅～烏山駅間の乗降駅までの往復交通費を上乗せ

◆申請方法

下記の書類をまちづくり課あて提出する。

- ・申請書(まちづくり課備付及び市ホームページ掲載)
- ・在学証明書等
- ・大学の卒業年度において東京圏内に在住していることが分かる書類
- ・内定先企業による証明書
- ・交通費の領収書(公共交通を利用したことが分かる書類)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード等)

◆申請期間

令和6年10月1日(火)～令和7年2月28日(金)

東京圏から
栃木県 **那須烏山市**へ移住する
大学生の就職活動を
応援します！

申請期限
令和7年2月28日(金)まで

地方就職学生支援事業
内定先企業の令和6年6月1日以降の採用選考に
公共交通を使用した場合
定額5,390円(一人1回まで)を支給 ※詳しくは裏面をご覧ください。

+

上記の公共交通にJR 烏山線が含まれている場合
乗って残そう烏山線！
那須烏山市では
独自で補助を上乗せ！

未来へつなぐ助成金
宇都宮駅～烏山駅間の乗降駅までの往復交通費を追加支給

【お問合せ先】
那須烏山市まちづくり課なすから暮らし推進グループ
〒321-0892 栃木県那須烏山市中央1-1-1
☎0287-83-1151 FAX0287-83-1142
machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp

この件に対する問い合わせ先

まちづくり課なすから暮らし推進グループ 電話番号:0287-83-1151

申請期限
令和7年2月28日(金)まで

東京圏から

栃木県 那須烏山市 へ移住する

大学生の就職活動を
応援します！

地方就職学生支援事業

内定先企業の令和6年6月1日以降の採用選考に
公共交通を使用した場合

定額5,390円(一人1回まで)を支給

※詳しくは裏面をご覧ください。

+

上記の公共交通に JR 烏山線が含まれている場合

乗って残そう烏山線！

那須烏山市では
独自で補助を上乗せ！

未来へつなぐ助成金

宇都宮駅～烏山駅間の乗降駅までの往復交通費を追加支給

【お問合せ先】

那須烏山市まちづくり課なすから暮らし推進グループ

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1-1-1

☎0287-83-1151 FAX0287-83-1142

✉machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp

対象者 申請時において、(1) 及び (2) の要件を全て満たす方が対象です。

(1) 移住等に関する要件

○ 移住元に関する要件

- ・大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）する学部生で、当該大学を卒業する見込みであること。
- ・大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

○ 移住先に関する要件

- ・勤務地が栃木県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- ・卒業後に上記内定企業に就職し、市に移住する意思を有していること。

○ その他の要件

- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(2) 就業に関する要件

○ 就業先に関する要件

- ・勤務地が栃木県内に所在すること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ・官公庁（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

○ 就業条件等に関する要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ・栃木県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。

支給金額

- ・内定先企業の令和6年6月1日以降の採用選考の交通費として、定額5,390円（1人1回まで）を支給。
- ・JR烏山線を利用した場合は、宇都宮駅～烏山駅間の乗降駅までの往復交通費を上乗せ。

申請方法 申請書に下記の書類を添付し、令和7年2月28日（金）までにまちづくり課宛てに提出する。

- ・在学証明書等（大学の卒業年度であることが確認できる書類）
- ・大学の卒業年度において東京圏内に継続して在住していることがわかる書類
- ・内定先企業による証明書
- ・交通費の領収書等（公共交通を利用したことが分かる書類）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード等）

注意事項

就職先や那須烏山市への転入を取りやめた場合、支援金の返還が必要となる場合があります。